

9 選挙管理委員会告示及び選挙長（選挙分会長）告示  
参議院議員通常選挙

目 次	平成二十八年六月十六日(木曜)	平成二十八年六月十六日(木曜)
選挙管理委員会告示		
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動用ポスターを掲示することができる日	平成二十八年七月十日	平成二十八年七月十日
参議院大分県選出議員選挙の選舉人名簿の登録に係る投票権資格の決定の基準となる日等	平成二十八年七月十日	平成二十八年七月十日
参議院大分県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る権利の期間	平成二十八年七月十日	平成二十八年七月十日
○選挙管理委員会告示		
大分県選挙管理委員会告示第十八号		
平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。	平成二十八年六月十六日	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 優 哉
各候補者の立候補の届出があつた日	平成二十八年六月十六日	平成二十八年六月十六日
大分県選挙管理委員会告示第十九号		
平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙の選挙人名簿に係る投票権資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所並び生年月日を記載した旨の権利期間は、次のとおりである。	平成二十八年六月十六日	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 優 哉
一 被登録資格の決定の基準となる日	平成二十八年六月二十一日。ただし、年齢要件については、同年七月十日とする。	平成二十八年六月二十一日
二 登録を行う日	平成二十八年六月十六日	平成二十八年六月十六日
		大分県選挙管理委員会告示

目 次	平成二十八年六月二十二日(水曜)	平成二十八年六月二十二日(水曜)
選挙管理委員会告示		
参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	平成二十八年七月十日	参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるところ
参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	平成二十八年七月十日	四
参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不正防護用印等に押すべき印	平成二十八年七月十日	参議院大分県選出議員選挙における各候補者の投票放送の日時を定めるところ
参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法	平成二十八年七月十日	及び日時並びに他の放送事業者において録音又は撮影したものを利用して放送する放送事業者における放送放送の順序
参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類の点字	平成二十八年七月十日	五
参議院大分県選出議員選挙における選挙用ビラに貼る記載の様式	平成二十八年七月十日	参議院大分県選出議員選挙における投票及び開票の順序
参議院大分県選出議員選挙における選舉長及び選舉幹事務作業者の選任	平成二十八年七月十日	六
参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉分会長及び大分県選舉分会長選舉代理の選任	平成二十八年七月十日	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 優 哉
参議院大分県選出議員選挙における選挙長が候補者の届出手等に関する事務を行なう場所	平成二十八年七月十日	
参議院比例代表選出議員選挙において大分県選舉分会長が選舉立会人の届出手等に関する手続を行う場所	平成二十八年七月十日	
参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の場所及び日時	平成二十八年七月十日	七 一 族は注文書に記入すること。
参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉分会の場所及び日時	平成二十八年七月十日	二 候補者の氏名を、開票内に一人書くこと。
参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉分会等の名稱等の掲載順序を定めるところを定めるところを定めること。	平成二十八年七月十日	
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対する禁錮	平成二十八年七月十日	
参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるところを定めること。	平成二十八年七月十日	
参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるところを定めること。	平成二十八年七月十日	
所及び日時	平成二十八年七月十日	
		備考
		一 用紙は薄青色とし、黒色のインクで印刷する。

- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選舉に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

平成二十八年执行

参議院比例代表選出議員選舉投票用紙



- 一 候補者の氏名を欄内に「人書くこと」として記入する。  
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名稱又は略称を、欄内に「一つ書くこと」ができるようにする。

候補者の氏名又は政治団体の名稱 その他の政治団体の名稱若しくは略称	
--------------------------------------	--

## 備考

- 一 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷する。  
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十四号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。



## 備考

- 一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
二 用紙は、特別の紙質・模様・すき等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選舉長及び選舉長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

平成二十八年六月二十二日

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

二 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印

三 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる光学投票用紙に選舉の種類を次のとおり表示する。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

参議院大分県選出議員選挙 さんさいん せんきょく

参議院比例代表選出議員選挙 さんひやいん ひれい

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選舉用印に貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

大分県選挙分会長 別府市浜脇一丁目三一三〇三

宇根谷 孝子

大分県選挙分会長 大分市津守一九〇一

長野 宗俊

三和コトボ三七一四〇六

大分県選挙管理委員会告示第三十号  
平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選舉長が候補者の届出等に関する事務を行なう場所は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

六月二十二日 大分市大手町二丁目一番一号

六月二十三日以降 大分県行幸本館二階 正行ホトル

六月二十三日以降 大分市大手町二丁目一番一号

六月二十三日以降 大分県行幸本館五階 大分県義務部町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選舉立会人の届出等に関する事務を行なう場所は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 勲 廣

六月二十二日 大分市大手町二丁目一番一号

六月二十三日以降 大分県行幸本館二階 正行ホトル

六月二十三日以降 大分市大手町二丁目一番一号

六月二十三日以降 大分県行幸本館五階 大分県義務部町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県報号外(運管委告示)

一 場所	大分市大手町二丁目一番一号	大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候
二 日時	平成二十八年七月十三日九時三十分				
	~~~~~				
大分県選舉管理委員会告示第三十二号					
平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選舉における大分県選舉区分の場所及び日時は、次のとおりである。					
平成二十八年六月二十一日					
大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候		
一 場所	大分市大手町二丁目一番二号	大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候
二 日時	平成二十八年七月三十日十時				
	~~~~~				
大分県選舉管理委員会告示第三十四号					
平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選舉における各管区改選等の名跡等の掲示の掲載順序を定めるくじを行なう場所及び日時は、次のとおりである。					
平成二十八年六月二十一日					
大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候		
一 場所	大分市大手町二丁目一番二号	大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候
二 日時	平成二十八年六月二十一日十七時五十分				
	~~~~~				
大分県選舉管理委員会告示第三十五号					
平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選舉において、選舉運動に従事する者に付し支給することができる実費弁償の最高額、選舉運動のために使用する労務者に対する支給することができる張費酬及実費弁償の最高額並びに選舉運動に従事する者「公職選舉法」昭和二十五年法律第二百四十九条第一項の規定により異動を支給することができる者に限ることに付し支給することができる報酬の最高額全次のとおりだめた。					
平成二十八年六月二十一日					
大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候		
一 選舉運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額					
一 次運賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出したた支賃額				
2 船 舶	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出したた支賃額				
3 車 貨	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた支賃額				
4 宿泊料(食事料二食分を含む。)	一夜につき一万二千円				
5 弁 当 料	一食につき十円、一日につき三千円				
6 茶 飲 料	一日につき五百円				
一 選舉運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額					
1 基本日額	一円				
2 超過勤務手当	一日につき二の1の額の五割				
三 選舉運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額					
1 鉄道貨、船貨及び車貨	それぞれ一の1、2及び3に掲げる額				
2 宿泊料(食事料を除く。)	一夜につき一円				
四 選舉運動に従事する者(公職選舉法第百九十七条の二第一項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額					
1 選舉運動のために使用する事務員	一日につき一円				
2 専ら選舉運動のために使用される自動車又は船舶の上における選舉運動のために使用する者	一日につき一万五千円				
3 専ら手話通訳のために使用する者	一日につき一万五千円				
4 寺ら要約筆記のために使用する者	一日につき一万五千円				
大分県選舉管理委員会告示第三十六号					
平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選舉における選舉公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行なう場所及び日時は、次のとおりである。					
平成二十八年六月二十一日					
大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候		
一 場所	大分市大手町二丁目一番二号	大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候
二 日時	平成二十八年六月二十四日十三時				
	~~~~~				
大分県選舉管理委員会告示第三十七号					
平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選舉における選舉公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行なう場所及び日時は、次のとおりである。					
平成二十八年六月二十一日					
大分県選舉管理委員会委員長	一	木	候		

平成二十八年六月二十一日 大分県選舉管理委員会委員長 一 木 僕 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館五階 大分県選舉管理委員会室

二 日時 平成二十八年六月二十四日十三時二十分

~~~~~

大分県選舉管理委員会告示第三十八号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるところを以て行う場所及び日時は、次のとおりである。ただし、他の放送事業者において録音し又は録画したものを他用として放送する放送事業者による政見放送の順序についても、当該他の放送事業者において行われる政見放送の順序によるものとする。

平成二十八年六月二十一日 大分県選舉管理委員会委員長 一 木 僕 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館五階 大分県選舉管理委員会室

二 日時 平成二十八年六月二十二日十七時二十分

~~~~~

大分県選舉管理委員会告示第二十九号

平成二十八年七月十日執行の参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十一日 大分県選舉管理委員会委員長 一 木 僕 廣

一 投票の順序

1 参議院大分県選出議員選挙の投票

2 参議院比例代表選出議員選挙の投票

二 開票の順序

1 参議院大分県選出議員選挙の開票

2 参議院比例代表選出議員選挙の開票

# 大分県報

<h1>大分県報</h1>		平成二十八年 六月二十二日
目 次		(水曜日)
<b>選舉長告示</b>		
参議院大分県選出議員選舉における選舉立候補者として届出のあった者が十人を超えるときのくじを行なう場所及び日時		
参議院大分県選出議員選舉において選舉立候補者が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選舉立候補者が三人以上となるときのくじを行なう場所及び日時		
<b>選舉会長告示</b>		
参議院比例代表選出議員選舉における大分県選舉立候補者の選舉立候補者として届出のあった者が十人を超えるときのくじを行なう場所及び日時		
<h2>○選舉長告示</h2>		
参議院大分県選出議員選舉選舉長官下第第一号		
平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選舉における選舉立候補者として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となるときのくじを行なう場所及び日時は、次のとおりである。		
平成二十八年六月二十二日		
参議院大分県選出議員選舉選舉長官下第第一号		
一 場所	大分市大字町三丁目一番一号	木
	大分県選舉會本館五階 大分県選舉會事務局公室	後
二 日時	平成二十八年七月八日午前	備
~~~~~		
参議院大分県選出議員選舉選舉長官下第第一号		
平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選舉において選舉立候補者が有		

人分票張數外「選舉長告示」或「選舉分會長告白」

1

# 大分県報

<h1>大分県報</h1>	平成二十八年 号外 (八) 六月二十二日 (水曜日)
目次	
<b>選舉管理委員会表示</b>	
<p>参議院大分県選出議員選挙における投票放送の日時</p> <p>選舉権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数、その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを足算して得た数、その総数が八十万を超える場合におつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数).....</p> <p>参議院大分県選出議員選挙における選舉選辦に関する支出金額の調査額</p>	

大分區選舉管理委員會告示第四十一號

## ○選舉管理委員會告示

地方官別法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十二条、第八十八条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十二号)第百八条の規定による平成二十八年六月二十日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にはあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 勝廣

一 地方官別法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
「一九」、八四八人

二 地方官別法第七十六条、第八十三条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にはあつてはその四十力を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

「一四」、〇四九人

三 地方官別法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にはあつてはその四十力を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

人分早班号外（送委告示）

1



別表 参議院大分県選出議員選舉立候補者 選舉運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選舉運動用ウェブサイト等アドレス
1 上 あつこ	candidates.hr-party.jp/23th-mhc/2013/178/	
2 こじょう はるとも	http://www.koshou.net	
3 足 立 信也	www.adachishinya.com	

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 佐伯印輔（定価 一箇年三万八千八百八十円）

大分県報		平成二十八年七月十三日	（水曜日）
目次	選舉管理委員会告示	号外	
参議院大分県選出議員選舉における當選人の住所及び氏名	大分県選舉管理委員会告示第46号	（一〇三）	
○選舉管理委員会告示	平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選舉における當選人の住所及び氏名は次のとおりである。	（水曜日）	
平成二十八年七月十三日	大分県選舉管理委員会委員長	本後廣	
住 所	大分県大分市大字上戸次二六〇一番地の一	氏 名	足立信也